

2024 北海道最賃情報

2024年8月5日 第3号

発行：連合北海道最賃対策委員会

—50円の引き上げは、過去最大—

北海道の最低賃金は1,010円に！

北海道地方最低賃金審議会(以下、最賃審議会と記載)は8月5日、2024年度北海道最低賃金について、現行の960円から50円引き上げ、時給1,010円とすることで結審した。発効日は10月1日の予定。

●昨年に引き続き過去最大の引き上げ額ではあるが・・・

最賃審議会は、8月5日に3回目となる審議会を開催し、2024年度北海道地方の最低賃金を現行の1時間当たり960円から50円引き上げ、1,010円とすることで結審した。中央最低賃金審議会(以下、中賃と記載)が示した目安どおりの引き上げ額となったが、時給で示すようになった2002年度以降、40円引き上がった昨年に続き50円の引き上げ額は、過去最大となる。

最低賃金の引き上げ額を決める最賃審議会の専門部会で労働者側委員は消費者物価指数の高止まりや2024春季生活闘争の時間給労働者の引き上げ結果、加えて、地域間「額差」是正の観点から全国加重平均との乖離を主張し、中賃が示した目安額以上での結審を強く求めてきた。さらに、本年度の目安額どおりの引き上げで、全国加重平均との乖離が昨年より0.2ポイント改善することについて、「比率の改善だけでは、地域間格差が是正されていると労働者には伝わらない。差額44円の縮小、つまり金額で目安を上回ることが地域間格差の是正が図られているとのメッセージになる。」と強調した。

労働者側委員と使用者側委員が主張してきた意見や金額の隔たりは大きくまとまらなかったため、第5回専門部会では公益委員の見解が示され、第3回最賃審議会の採決を経て北海道最低賃金の改定額を50円とした。今後、異議申出に関する手続きを経て、10月1日に発効される見通し。

●年収200万円には届かず

今回、50円の引き上げで全労働者の3割近くが改善されることとなった。しかしながら、1時間当たり1,010円で1日8時間、月に20日働いたとしても月収約16万円、年間でも約194万円。ここから税金や社会保険料などが引かれた手取り額は、最低賃金法第1条の「賃金の低廉なる労働者の労働条件の改善」が図られているとは到底言えない。

最賃審議会において使用者側委員が目安額やそれ以下での結審を求め続けたのであれば、企業を支え社会を発展させる源は何なのか、その重要性を再認識する必要がある。

～2024年度北海道最低賃金の取り組みを終えて～

連合北海道の本年度の北海道地方最低賃金改定に対する取り組みはここで収束となります。産別・単組・地協・地区連合をはじめ各級議員、そしてその他多くの皆様には、地方議会における意見書採択、審議会山場に向けたFAX行動、街頭集会の取り組みへのご協力に感謝申し上げます。

連合北海道は、改正された最低賃金の履行確保、法令遵守、さらに中小・小規模企業の経営環境がより強固となるよう政府施策の早期かつ確実な実施と、9月から始まる特定(産業別)最低賃金の引き上げを強く求めていきます。